

# 株式交付制度の概要と企業オーナーのための活用方法

Issue 26, June 2021

## In brief

2019年12月11日公布の改正会社法で新たに株式交付制度が創設され、それに税務も対応するため、2021年3月26日可決・成立した2021年度税制改正法案で「株式対価M&Aを促進するための措置」が創設されました。

本ニュースレターでは、本税制改正の背景と改正内容、今後の実務への影響について企業オーナーのための活用方法を例示しながら解説します。なお、株式交付に係る改正会社法の概要、法務上の留意点および手続等の法務上の取扱いについては、PwC弁護士法人発行ニュース「[改正会社法－株式交付に関する法務と実務（2021年6月号）](#)」をご参照ください。

## In detail

### 1. 株式交付制度の税務上の取扱い

法人もしくは個人が、会社法の株式交付制度により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社（買収会社）の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を譲渡した時ではなく株式交付親会社の株式を譲渡した時まで繰り延べる措置が期限の定めなく設けられました。

なお、その株式交付により交付を受けた株式交付親会社の株式の価額が交付を受けた金銭の額および金銭以外の資産の価額の合計額のうちに占める割合（以下、「株式交付割合」）が80%に満たない場合には課税繰り延べ措置の適用はありません。逆を言えば、株式交付に際して株式交付親会社株式以外の金銭等の資産（以下、「boot」）を交付した場合においても、対価の額の合計額の20%以内であれば、課税の繰り延べ措置の適用を受けることができます。

外国法人および非居住者については、その外国法人もしくは非居住者の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限られます。

#### (1) 制度創設の背景

会社法の改正により新たに創設された「株式交付制度」を活用した株式対価M&Aは、日本企業の収益性向上に資するものと考えられており、株式対価M&Aの譲渡益課税の繰延べを諸外国同様に認めることで、企業の機動的な事業再構築を促し、競争力の維持・強化を図ることが期待されています。

#### (2) 売主の税務上の取扱い

法人売主	<ul style="list-style-type: none"><li>譲渡収入は、譲渡した株式の取得価額×株式交付割合+boot</li><li>親会社株式の取得価額は、譲渡した株式の取得価額×株式交付割合+付随費用</li></ul>
個人売主	<ul style="list-style-type: none"><li>株式交付割合に対応する部分の譲渡はなかったものとみなす</li><li>親会社株式の取得価額は、譲渡した株式の取得価額×株式交付割合+付随費用</li></ul>

## (3) 株式交付親会社の税務上の取扱い

取得価額	50人未満の株主から取得した場合	株主が有していた株式交付子会社の帳簿価額+付随費用
	50人以上の株主から取得した場合	(前期末時の資産の帳簿価額-前期末時の負債の帳簿価額)×取得株式数／発行済株式数+付随費用
(注)bootを利用する場合は、上記いずれかの価額に株式交付割合を乗じた金額+boot+付随費用		
資本金等の額	取得価額(付随費用を除く)-boot	

## 2. 企業オーナーのための活用方法

株式交付の具体的な活用方法として、2つのケースを取り上げて解説します。

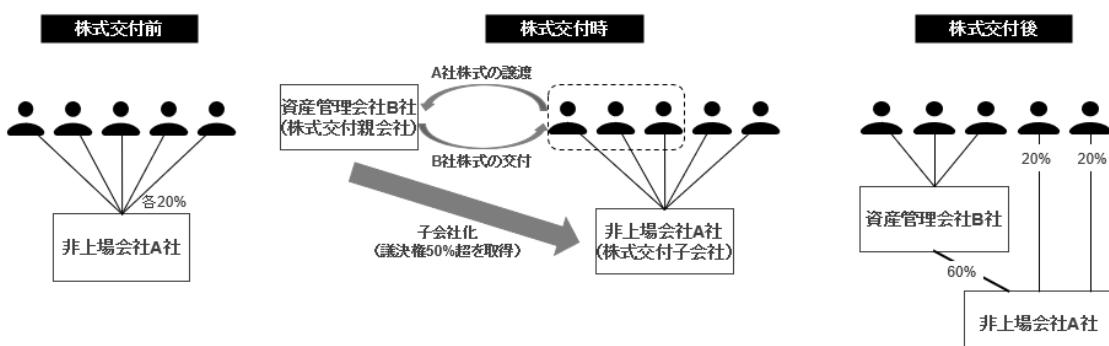
## (1) 資産管理会社を新たに設立するケース

## [前提]

非上場会社 A 社の株式を個人株主 5 人が 20%ずつ均等に保有しているが、事業上の理由により、個人株主 5 人のうち 3 人は新たに設立した資産管理会社 B 社経由で A 社株式を保有したい。

## [株式交付制度の活用方法]

個人株主が A 社株式を譲渡もしくは現物出資により資産管理会社 B 社に移転する場合には、譲渡所得課税(20.315%)の対象となります。これに対し、株式交付制度を活用する場合は、A 社を株式交付子会社、B 社を株式交付親会社として、B 社株式を個人株主に交付し A 社株式を B 社に譲渡することで、当該譲渡はなかったものとみなされ、譲渡益課税を受けることなく A 社株式の移転が可能となります。



## [参考]

株式交付後に A 社から配当を受領した場合、個人株主については所得税の総合課税の対象となります。一方、法人株主の B 社については原則として受取配当等の益金不算入制度の適用があります。

## (2) 資産管理会社の複層化を行うケース

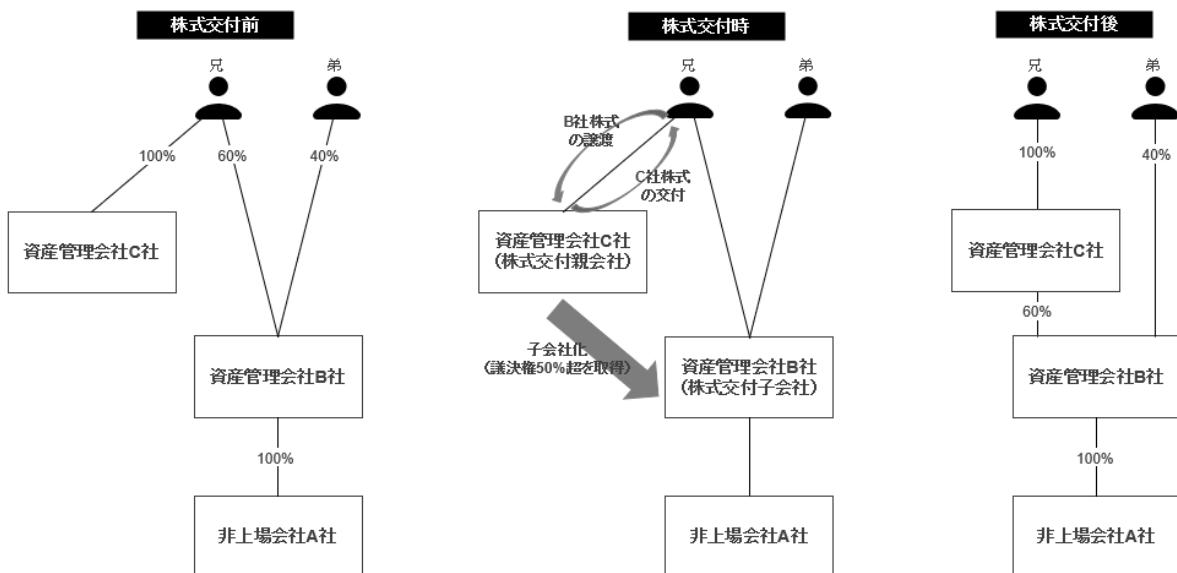
## [前提]

非上場会社 A 社の株式を資産管理会社 B 社経由で個人株主 2 人(兄弟)がそれぞれ兄 60%、弟 40% の割合により保有しているが、事業上の理由により、兄が保有している B 社株式については兄自身が既に 100% 保有している資産管理会社 C 社に移転したい。

## [株式交付制度の活用方法]

兄が B 社株式を譲渡もしくは現物出資により資産管理会社 C 社に移転する場合には、譲渡所得課税(20.315%)の対象となります。これに対し、株式交付制度を活用する場合は、B 社を株式交付子会社、C 社

を株式交付親会社として、C社株式を兄に交付しB社株式をC社に譲渡することで、当該譲渡はなかったものとみなされ、譲渡益課税を受けることなくB社株式の移転が可能となります。



### [参考]

本件株式交付後の将来において、事業上の理由により、資産管理会社の複層化を解消する必要が生じた場合には、B社がC社所有の自己株式を取得、その対価としてA社株式を現物分配することにより、資産管理会社の複層化を解消することが可能となります。なお、現物分配の直前においてB社とC社との間に完全支配関係がある場合には、現物分配により資産の移転を受ける者は内国法人のC社のみであるため、当該現物分配は適格現物分配に該当します。

### 3. 実務上の留意点

#### (1) 株式継続保有要件

税務上 1. の取扱いを受けるにあたり、株式交付では株式交換等の適格組織再編成の要件の一つである株式継続保有要件が求められておらず、使い勝手の良い制度となっています。今後、適格組織再編成の適格要件を充足しない取引での活用も増えていくことが想定されます。

#### (2) 財産評価における現物出資等受入れ差額に関する取扱い

株式交付により、株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社株式に係る「現物出資等受入れ差額」の取扱いについては、現時点では明らかになっていません。財産評価基本通達の改正等、今後の動向を注視する必要があります。

#### (参考)現物出資等受入れ差額の取扱い(財産評価基本通達 186-2)

財産評価における純資産価額の計算上、評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除されます(現行の控除割合は37%)。ただし、評価会社の有する資産の中に、現物出資や株式交換、株式移転により著しく低い価額で受け入れた資産・株式がある場合には、その再編時の価額と受入れ価額との差額(現物出資等受入れ差額)に対する法人税額等に相当する金額は、純資産価額の計算上控除しないことされています。

#### (3) 行為計算否認規定の適用について

株式交付制度は単独では法人税法132条の2(組織再編成に係る行為計算否認規定)の適用はないものとの見解もありますが、発行会社が同族会社であれば、法人税法132条(同族会社の行為計算否認規定)や所得税法157条などが適用される可能性はあるものと考えられます。また、株式交付を組織再編行為と組み合わせて行う場合には、株式交付部分を含む一連の取引が法人税法132条の2の対象となる可能性もあります。

いずれにせよ、株式交付制度を活用した取引を行う事業上のニーズや株式交付制度という手法を選択する理由等について、専門家を交えた十分な検討を行うことが適切と考えられます。

本ニュースレターでは、株式交付制度における税務上の取り扱いと企業オーナーのための活用方法を2つのケーススタディーとともに紹介しましたが、個別の事案により必要となる検討事項はさまざまであるため、実際の取引内容や状況に応じた税務論点につき網羅的かつ慎重に検討していく必要があります。

特に企業オーナーが株式交付を活用した資本再編を検討する場合には、資本再編そのものの課税関係の検討のほか、事業承継の観点からの検討も重要となることから、早期の検討段階から専門家を交えて検討することを推奨します。

### Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

**PwC 税理士法人**

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

小林 和也

パートナー

遠藤 浩二郎

パートナー

望月 文太

ディレクター

佐々木 真美

シニアマネージャー

佐藤 大悟

マネージャー

平岡 祐樹

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 720 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 155 カ国に及ぶグローバルネットワークに 284,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2021 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.